

長野県立高等学校の通学区域に関する規則

昭和 48 年 11 月 15 日
教育委員会規則第 10 号

最終改正 平成 17 年 9 月 29 日教育委員会規則第 10 号

(目的)

第 1 条 この規則は、長野県立高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域(以下「通学区」という。)について定めることを目的とする。

(通学区)

第 2 条 高等学校の通学区は、別表のとおりとする。ただし、総合学科を置く高等学校の通学区は、県内全域とする。

(志願)

第 3 条 前条に定める通学区内にある中学校の卒業見込みの者及び卒業で、高等学校に就学しようとする者は、当該通学区内の高等学校を志願しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当分の間、前条本文に定める通学区内にある中学校の卒業見込みの者及び卒業で、総合学科を置く高等学校以外の高等学校に就学しようとするものは、当該通学区内の高等学校のほか当該通学区に隣接する他の通学区内の高等学校を志願することができる。

(適用の除外)

第 4 条 前条の規定は、特別の事由のある者で、長野県教育委員会が承認したものには適用しない。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(別表)(第 2 条関係)

名 称	区 域
第 1 通学区	埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡 長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市
第 2 通学区	南佐久郡 北佐久郡 小県郡 上田市 小諸市 佐久市 東御市
第 3 通学区	諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市
第 4 通学区	木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡 松本市 大町市 塩尻市 安曇野市